

## WEB口座利用特約

### 第1条 本特約の適用範囲等

1. 本特約は株式会社池田泉州銀行（以下、「当行」といいます）の口座のうち、WEB口座としての利用申込みがあった口座に適用される事項を定めるものです。
2. WEB口座は、各種預金規定、振込規定、カード規定、ダイレクトバンキング利用規定等関係する各規定によるほか、本特約により取扱います。  
なお、本特約と他の規定で相違が生じる場合には、本特約が優先して適用されるものとします。

### 第2条 WEB口座

1. WEB口座とは、インターネットバンキングやATMを通じて利用されることを前提にした、通帳を発行しない口座です。WEB口座のお取引明細は、インターネットバンキングでご確認いただけます。
2. WEB口座には、手形、小切手、配当金領収書等その他の証券類の受入れはいたしません。
3. WEB口座は、少額預金の利子非課税制度（マル優）のお取扱いはいたしません。

### 第3条 WEB口座への切替

1. WEB口座へは、お客さまのインターネットバンキングからの依頼（WEB口座切替サービスのご利用）に基づき、従来の預金通帳（紙媒体の通帳）を発行する口座から切替えることができます。
2. WEB口座への切替え申込み口座は、インターネットバンキングの代表口座または本人口座として登録済みの「普通預金口座（総合口座の普通預金も含みます）」、「貯蓄預金口座」が対象となります。  
なお、普通預金口座が総合口座の場合、総合口座定期預金も同時にお切替えいたします。  
但し、以下の場合、お申込みいただけません。

- ①対象口座にて、キャッシュカードが発行されていない場合
- ②対象口座の通帳、キャッシュカード、お届け印の喪失等のお届けがある場合
- ③対象口座の通帳が定期預金専用通帳、積立式定期預金通帳、外貨普通預金通帳、外貨定期預金通帳の場合
- ④対象口座が「通帳不発行口座」の場合
- ⑤対象口座がインターネット支店・ダイレクト支店の口座である場合

3. WEB口座へ切替え後、当行本支店の窓口およびATMでの未記帳明細の通帳記帳を含む、通帳を使用するお取引（明細記帳、定期預金の預入れ・解約・解約予約など）は全てご利用できなくなります。

### 第4条 通帳口座への切替

WEB口座は、WEB口座へ切替えた翌営業日以降、当行本支店の窓口にて従来の紙媒体の預金通帳を発行する口座に切替えることができます。但し、当行所定の手数料が必要となります。

### 第5条 普通預金、貯蓄預金の預入れ、払戻し等

WEB口座では、普通預金、貯蓄預金について、インターネットバンキングまたはATMにより、預金の預入れ、払戻し等を行うことができます。なお、本特約の第8条に定めるWEB口座の解約時を除き、当行本支店の窓口での預入れ、払戻しを行うことはできません。

### 第6条 総合口座定期預金の預入れ、払戻し等

WEB口座では、総合口座定期預金について、インターネットバンキングにより、預金の預入れ、払戻し等を行うことができます。

但し、インターネットバンキングでお取扱いのない商品については当行本支店の窓口にてお取扱いいたします。

## 第7条 解約

1. WEB口座の解約は当行本支店の窓口で受付けます。当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して、WEB口座のキャッシュカードとともに提出してください。
2. インターネットバンキングの解約、キャッシュカードを解約される場合は、当行本支店の窓口にて従来の紙媒体の預金通帳を発行する口座へお切替えいただくか、もしくは預金口座自体をご解約していただくことになります。  
なお、従来の紙媒体の預金通帳を発行する口座に切替える場合には、当行所定の手数料が必要となります。

## 第8条 免責事項

次の事由によってお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

1. 当行所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取扱いを行ったにもかかわらず、暗証番号等に盗用または不正使用等があった場合
2. 災害・事変等当行の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由によりWEB口座のサービスの取扱いに遅延、不能等があった場合
3. 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことによりお客さま情報が漏洩した場合
4. 申込書類等に使用された印影と届出の印章とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行ったにもかかわらず、それらの書類について偽造、変造、その他の事故等があった場合
5. お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合

## 第9条 取引種類・内容の変更

当行の都合により、WEB口座で取扱う取引の種類・内容等を変更すること、WEB口座のサービス内容の変更、その中止等を行うことがあります。この場合は、当行ホームページにて告知するものとします。

## 第10条 特約の変更

1. 当行は、次の場合に本特約を変更できるものとします。
  - (1) お客様の一般の利益に適合する場合
  - (2) 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本特約の変更が合理的である場合
2. 本特約の変更は、変更後の特約の内容及び効力発生日を当行ホームページにて公表し、効力発生日から変更後の本特約の効力が発生するものとします。
3. 第1項2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日の間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以上